

## 平成 29 年度監査計画

この監査計画は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「公企法」という。))及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号。以下「財政健全化法」という。))の規定に基づいて監査委員が実施する監査、検査及び審査(以下「監査等」という。))に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 1 基本方針

近年における地方公共団体の行財政環境が益々厳しさを増す中であって、監査等を実施するに当たっては、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに必要なに応じて行う監査等の対象が、予算及び議決並びに法令等に基づいて適正に行われているかに留意し、公正で効率的な行政運営が確保されるよう積極的な監査に努めるとともに、今後の目指すべき監査の運営方針に基づき、取り組んでいくこととする。

また、定期監査等においては、同じ内容の指摘などが繰り返して発生する事態を防止する観点から、発生する原因の把握・分析に努めるとともに、組織的な内部統制(チェック体制)が有効に機能しているか等の視点も加えながら実施するものとする。

### 2 監査の種類

#### (1) 定期監査 (法第 199 条第 1 項及び第 4 項)

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行に係る工事について、適法性、正確性が確保されているかどうかについて検証するほか経済性、効率性、有効性の視点からも検証する。

- \* 事務監査 (全部局)
- \* 工事監査 (工事担当部局)

#### (2) 行政監査 (法第 199 条第 2 項)

市の事務の執行について、法令に基づいて適正に行われているか、あるいは合理的かつ効率的に行われているかなどの視点から検証する。

- \* 監査対象 重要な物品の管理及び活用状況について実施予定。

#### (3) 随時監査 (法第 199 条第 5 項)

必要があると認めるときは、定期監査に準じ、その都度実施する。

#### (4) 財政援助団体等監査 (法第 199 条第 7 項)

補助団体、出資団体及び公の施設の管理を行わせている団体などのうち、必要と認める団体について、当該団体の財政的援助にかかる出納その他の事務が適正に行われているか、その財政的援

助団体等が所期の目的を達成されているか、公益上の必要性などの視点から検証する。

\* 監査対象 出資団体の監査を実施。

(5) 特別監査 ～ 要求等により実施

市長、議会からの要求・請求があった場合、住民から監査の請求などがあった場合等には、監査を実施する。

- ① 住民の直接請求に基づく監査（法第 75 条）
- ② 議会の請求に基づく監査（法第 98 条第 2 項）
- ③ 市長の要求に基づく監査（法第 199 条第 6 項）
- ④ 住民監査請求に基づく監査（法第 242 条）

(6) 例月現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項、公企法第 31 条）

会計管理者及び企業管理者の保管する現金の在高及び出納関係諸帳簿の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかについて検査を実施する。

(7) 決算審査（法第 233 条第 2 項、公企法第 30 条第 2 項）

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて審査する。併せて、財産の管理状況についても審査する。

(8) 基金の運用状況審査（法第 241 条第 5 項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかについて審査する。

(9) 健全化判断比率審査（財政健全化法第 3 条第 1 項）

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数の正確性について審査する。

(10) 資金不足比率審査（財政健全化法第 22 条第 1 項）

公営企業における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数の正確性について審査する。

### 3 監査の日程等

別紙「監査実施計画表」のとおり

### 4 監査の方法

監査実施要領(1 か月前に作成)に基づき行う。

## 5 監査結果の講評

- (1) 講評は監査終了後、速やかに監査委員から関係部長等に対して行う。
- (2) 講評事項に対して所管部局から意見等がある場合は、その事項に関して再審査を行うものとする。
- (3) 講評の結果において特に留意検討すべき事項については、監査委員から市長等に対して報告書に添えて意見書を提出する。
- (4) 講評時の指摘(指導)事項については、所管部局から改善・検討状況の報告を求める。

## 6 報告、公表

監査を実施した時は、各法令の定めるところにより報告し、公表する。(法第 199 条第 9 項、財政健全化法第 3 条第 1 項・第 22 条第 1 項)

なお、特に留意検討すべき事項がある場合には、報告書提出後に措置状況の報告を求めるものとする。

- (1) 定期監査等については、定例議会の告示までに報告し、岩見沢市公告式条例に基づいて、その後公表する。また、岩見沢市ホームページを活用して周知を行う。
- (2) 決算審査意見書、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書については、9 月定例議会に提出する。

## 7 フォローアップ

前年度定期監査の講評時の指摘事項等については、定期監査実施時に合わせ、改善・検討進捗状況の調査を行い、達成状況確認のためのフォローアップを行うことで監査の実効性を確保する。

## 平成 29 年度 監査実施計画表

監査委員事務局

監査等の種類	実施の期日	監査等の対象	監査等の範囲	根拠とする法令
例 月 現 金 出 納 検 査	毎月 25 日	会計管理者及び企業管理者の行う現金等の出納事務及び保管状況	検査執行日の前月分について	法第 235 条の 2 第 1 項 公企法第 31 条
定 期 監 査 (工事監査)	【前年度分】 平成 29 年 4 月上旬 ～ 7 月中旬  【当該年度分】 平成 29 年 10 月上旬 ～平成 30 年 2 月中旬	工事担当部	【前年度分】 平成 28 年 11 月から 平成 29 年 3 月末日 までに完了した工事等 について  【当該年度分】 平成 29 年 4 月から 平成 29 年 10 月末日 までに完了した工事等 について	
定 期 監 査 (事務監査)	平成 29 年 9 月上旬 ～平成 30 年 2 月中旬	総務部、企画財政部、 健康福祉部、環境部、 農政部、経済部、 建設部、水道部、 教育委員会事務局教育部(小・ 中学校を含む。) 会計室(分室を含む。)、 議会事務局、 選挙管理委員会事務局、 農業委員会事務局、 市立総合病院(市立栗沢病院 を含む。)、 北村支所、栗沢支所 (両支所においては、総務部、 健康福祉部に関連する事務に 限る。)	平成 28 年 4 月から 平成 29 年 3 月末日 までに執行した事務事 業等について	法第 199 条 第 1 項及び第 4 項
財 政 援 助 団 体 等 監 査 (出資団体)	平成 29 年 12 月中旬 ～平成 30 年 2 月中旬	平成28年度において岩見沢市 が出資を行っている団体	岩見沢市が出資をして いる団体について (出資割合:25%以上)	法第 199 条 第 7 項
行 政 監 査	テーマ「重要な物品の管理及び活用状況について」			法第 199 条 第 2 項
決 算 審 査 (公営企業会計)	平成 29 年 5 月中旬 ～ 7 月中旬	病院事業会計 水道事業会計 下水道事業会計	各公営企業会計の 平成28年度決算に ついて	公企法 第 30 条第 2 項
決 算 審 査 (一般会計・特別会計) (財産管理状況審査含む)	平成 29 年 6 月中旬 ～ 8 月上旬	一 般 会 計 特 別 会 計	各会計の平成28年 度決算について	法第 233 条 第 2 項
基 金 運 用 状 況 の 審 査	平成 29 年 6 月中旬 ～ 8 月上旬	運 用 基 金	運用基金の平成28 年度における運用状 況について	法第 241 条 第 5 項
健全化判断 比 率 審 査	平成 29 年 7 月中旬 ～ 8 月上旬	平成28年度決算における健全化判断比率及び その算定の基礎となる事項を記載した書類		財政健全化法 第 3 条第 1 項
資 金 不 足 比 率 審 査	平成 29 年 7 月中旬 ～ 8 月上旬	平成28年度決算における資金不足比率及び その算定の基礎となる事項を記載した書類		財政健全化法 第 22 条第 1 項
随 時 監 査 等	必要あると認めるときは、定期監査に準じ、その都度実施する。			法第 199 条 第 5 項
住 民 監 査 請 求	請求により実施する。(受理後 60 日間)			法第 242 条